



ひとり親家庭への手当など

手当や医療費など

児童扶養手当

18歳に達した最初の年度末までにあり次の要件に該当する児童（一定の障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父又は母及び父又は母に代わって児童を養育しているかたに支給されます。

対象児童 父母が離婚又は母が婚姻によらないで懐胎し父又は母と生計を同じくしていない児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が重度の障害にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童、父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童、父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童、父又は母が配偶者から暴力(DV)を受け、その配偶者に裁判所から保護命令が出された児童

支給額 月額 44,140 円（児童が2人目 10,420 円加算、3人以上は1人につき 6,250 円加算）
※ただし、所得に応じた減額があります。

問い合わせ こども政策課・助成係 ☎095-829-1270 **手続き** 各地域センター

ひとり親家庭等福祉医療費

保険診療に係る自己負担額から医療取扱機関ごとに1日上限800円、ひと月の上限1,600円を差引いた額を助成します。（保険薬局での調剤は、全額助成）※ただし、所得等制限があります。

対象 20歳未満の児童を監護しているひとり親家庭等の父又は母及びその18歳未満（高校在学中は20歳未満）の児童、父母のいない18歳未満（高校在学中は20歳未満）の児童

問い合わせ こども政策課・助成係 ☎095-829-1270 **手続き** 各地域センター

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

経済的自立や扶養している子どもの福祉増進のために、必要な資金をお貸しします。（相談及び面談は予約制となりますので事前にお電話ください）

対象 母子家庭・父子家庭及び寡婦

問い合わせ こども政策課・助成係 ☎095-829-1270

生活の支援

母子生活支援施設

生活上の問題のために子どもの養育を十分にできない場合、母親と子どもと一緒に生活できる施設です。

対象 母子家庭

費用 所得に応じた利用者負担があります。（生活保護、市町村民税非課税世帯は無料です。）

問い合わせ こども政策課・企画係

ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家族の保護者及び寡婦が、病気や本人の修学等で一時的に日常生活に支障が生じている場合に家庭生活支援員を派遣し、家事や育児をお手伝いします。

対象 母子家庭、父子家庭及び寡婦

費用 所得に応じた利用者負担があります。（生活保護、市町村民税非課税世帯は無料です。）

問い合わせ 子育てサポート課 ☎095-829-1255

JR定期乗車券割引制度

対象 児童扶養手当受給世帯のかた

割引内容 通勤定期乗車券の3割

手続き こども政策課で特定者用定期乗車券購入証明書を交付します。その後、JR窓口で申請を行ってください。

問い合わせ こども政策課・助成係 ☎095-829-1270

就労の支援

母子・父子自立支援プログラム策定事業

就労に関するさまざまな悩み等について専門の相談員がお話しをお聞きし、きめ細かな支援、情報提供を行います。

対象 児童扶養手当受給者（DV被害者であって児童扶養手当の受給が見込まれる方も対象になります。）

問い合わせ こども政策課・助成係 ☎095-829-1270

ひとり親家庭等自立促進センター事業

長崎県と共同して就業相談、講習会の実施、弁護士による専門相談（無料、要予約、毎月第3水曜日）等を行います。父子家庭の方の相談にも応じています。

開設日 月曜～金曜・・・午前10時～午後6時

問い合わせ 長崎県ひとり親家庭等自立促進センター「YELL(エール)ながさき」 ☎095-801-4445

ひとり親家庭自立支援助成事業

ひとり親家庭の父又は母の自立の促進と生活の安定を図るために必要な知識や技能の習得に対する取組みを支援します。

● 自立支援教育訓練給付金事業

ホームヘルパー等の資格をとるために教育訓練講座を受講した方に受講費用の最大60%を支給します。（講座申し込み前に申請が必要）

● 高等職業訓練促進給付金等事業

看護師等の資格取得のため、1年以上学校に通う場合で、該当資格の取得が見込まれ、かつ、就業又は育児と修業の両立が困難であると認められるとき、給付金を支給します。
※令和5年度まで6か月以上の対象講座で受給できる場合もあります。

対象 ひとり親家庭の父又は母（ただし、所得制限があります）

問い合わせ こども政策課・助成係 ☎095-829-1270

その他

市営住宅への優先的入居

母子家庭及び父子家庭を対象に年6回の公募の中で、優先的に入居できる枠を設けております。

対象 母子家庭・父子家庭

問い合わせ 建築総務課 ☎095-829-1185

保育所入所の優遇措置

未就学児のいるひとり親家庭が、安心して就労・求職活動が行えるように、一定の加点を行ったうえで、保育所入所の利用調整を行います。

対象 母子家庭、父子家庭

問い合わせ 幼児課・保育係 ☎095-829-1142

ひとり親家庭福祉会ながさき

母子家庭・父子家庭の親と子、および寡婦の明日への希望と幸せづくりのために、みんなで協力しあう組織です。各種講座を開催したり、相談を受け付けています。

問い合わせ ひとり親家庭福祉会ながさき ☎095-828-1470

コラム Column

ひとり親家庭の方へ

こども政策課では、ひとり親家庭が利用できる支援や制度を紹介した「ひとり親家庭のみなさんへ」という冊子を配布しています。また、ひとり親家庭が抱える様々な悩みに対応するため、相談員が相談に応じます。現在、離婚についてお悩みの方、ひとりでお産等を迎える方も、ぜひご利用ください。

スマートフォンでの確認はコチラ▶

